

防人計第5047号
令和3年3月26日
防人計第7784号
令和3年3月29日
防人計第8318号
令和7年3月31日
防人計第9459号
令和7年4月14日

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
調達実施本部長
防衛施設庁長官

人事教育局長
(公印省略)

自衛官の課業時間外の勤務の縮減及び課業時間外の勤務を命ずるに当たっての留意点について（通知）

標記について、令和3年4月1日以降、自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号。（以下「訓令」という。）第6条の規定に基づき、別紙のとおり実施することから、内部部局等勤務自衛官及び医療従事医官（訓令第6条第1項に規定する内部部局等勤務自衛官及び医療従事医官をいう。以下同じ。）に課業時間外の勤務（以下「課業外勤務」という。）を命ずるに当たっては、任務が多様化する中においても下記の事項に留意し、長時間労働を是正するため、一層の課業外勤務の縮減に努められたい。

なお、訓令第5条に規定する内部部局等以外の部隊等（海上自衛隊の海上部隊を含む。以下同じ。）で勤務する自衛官においても勤務時間の把握に着手し、任務の特殊性を踏まえつつ、健康管理や仕事と生活の調和（ワークライフバランス）等の観点から、積極的な課業外勤務の縮減に努めるとともに、訓令第6条の規定の例により実施できる内部部局等以外の部隊等については順次導入するものとする。

添付書類：別紙

1 他律的業務の比重が高い部署関係

訓令第6条第1項第2号及び第2項各号に規定する他律的業務の比重が高い部署（以下「他律的部署」という。）には、国会関係、国際関係、法令協議、予算折衝及び災害対策等に従事するなど、業務の量や時期が各自衛隊の枠を超えて他律的に決まる比重の高い部署が該当し得るが、他律的部署に該当するか否かについては、当該部署において業務の状況を考慮して適切に判断する必要があること。

2 課業外勤務時間の範囲の特例関係

- (1) 訓令第6条第3項の規定により、同条第1項各号及び第2項各号に規定する時間又は月数（以下「管理時間等」という。）を超えて課業外勤務を命ずることができるか否かについては、当該自衛官が従事し、又は従事していた特例業務（同条第3項に規定する特例業務をいう。以下同じ。）の状況、当該特例業務の規模及び発生時期並びに当該特例業務に自衛官が従事した期間を考慮して、管理時間等に係る期間ごとにそれぞれ判断する必要があること。特に、同条第1項第2号ア（ア）若しくは（ウ）又は同条第2項第1号ア（ア）若しくは同項第2号アに規定する時間は、脳・心臓疾患の発症との関連が強いとされる水準であることから、当該時間を超えて超過勤務を命じようとする場合には、職員の疲労の蓄積及び心身の状況にも十分配慮して判断する必要があること。
- (2) 「特例業務」には、社会的な影響が大きい重大な事件・事故等への対応、器材等の故障・点検等への対応、訓令第10条の特別の日課の定めによらない自衛隊法（昭和29年法律第165号）第6章に規定する行動に関する業務等が該当し得ること。
- (3) 特例業務に従事し、又は従事していた自衛官に対しても、できる限り管理時間等の範囲内で課業外勤務を命ずる必要があることは当然であり、訓令第6条第3項の規定により、管理時間等を超えて自衛官に課業外勤務を命ずることができる場合とは、特例業務が発生した時期や状況によるが、あくまでも特例業務の処理が原因となって当該自衛官に管理時間等を超えて課業外勤務を命じざるを得ないときであること。
- (4) 訓令第6条第4項に規定する課業外勤務に係る要因の整理、分析及び検証（以下「整理分析等」という。）は、自衛官の特例業務への従事の具体的な状況を踏まえて行う必要があること。

3 異動等関係

- (1) 異なる部署から異動してきた自衛官に課業外勤務を命ずる場合は、異動前の部署における課業外勤務の状況も考慮する必要があること。
- (2) 異なる府省等（「隊員の勤務時間の運用について（通知）」（人1第2476号。以下「運用通知」という。）第5項第4号に規定する府省等をいう。以下同じ。）から異動してきた自衛官に課業外勤務を命ずる時間についても、できる限り、異動前の府省等における課業外勤務の時間も含め、訓令第6条第1項及び第2項に規定する自衛官の区分に応じ、同条第1項第1号ア（イ）、同号イ（ア）、同号ウ（ア）、同号エ（ア）、同項第2号ア（イ）、同号イ（ア）、同号ウ（ア）、同条第2項第1号ア（イ）、同号イ（ア）又は同項第2号イに定める時間の範囲内に収まるよう努めること。
- (3) 自衛官が併任されている場合、本務官職に係る所属長（自衛隊施行規則第47条第7項に規定する所属長をいう。以下同じ。）及び併任官職に係る所属長が命ずる課業外勤務の時間（自衛官が府省等を異にして併任されている場合は、運用通知第5項第4号に掲げる規定の適用に係る課業外勤務。第5号において同じ。）を合算した時間は、次に掲げる自衛官の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数の範囲内とする必要があること。
ア 本務官職又は併任官職のいずれかにおいて、他律的部署に勤務する自衛官

訓令第6条第1項第2号アからエまでに定める時間及び月数

(ア) 訓令第6条第1項第2号ア(ア)から(エ)までに定める時間及び月数(同号イ及びウに該当する自衛官にあっては、同号イ及びウに定める時間)

(イ) 訓令第6条第2項第1号ア(ア)及び(イ)に定める時間(同号イに該当する自衛官にあっては、同号イに定める時間)

(ウ) 訓令第6条第2項第2号ア及びイに定める時間

イ 本務官職又は併任官職のいずれかにおいても、他律的部署以外の部署に勤務する自衛官

訓令第6条第1項第1号ア(ア)及び(イ)に定める時間(同号イからエまでに該当する自衛官にあっては、同号イからエまでに定める時間及び月数)

(4) 自衛官が併任されている場合、本務官職に係る所属長及び併任官職に係る所属長の両者において課業外勤務の時間の把握を適切に行い、把握した時間の情報を共有する必要があること。

(5) 自衛官が併任されている場合において、本務官職に係る所属長及び併任官職に係る所属長が命ずる課業外勤務の時間を合算した時間が、第3号ア及びイに定める時間及び月数の範囲を超えることができるのは、訓令第6条第3項の規定により、管理時間等を超えて当該自衛官に課業外勤務を命ずるときであること。

(6) 前号の管理時間等を超えた課業外勤務に係る整理分析等は、本務官職に係る所属長が、併任官職に係る所属長から必要な情報の提供を受けて行う必要があること。

ただし、併任されている官職の業務に当該自衛官が専ら従事していた場合その他の併任官職に係る所属長において整理分析等を行うことが適当と認められる場合は、当該併任官職に係る所属長が、他の所属長から必要な情報の提供を受けて整理分析等を行う必要があること。

(7) 運用通知第5項第5号の通知に係る「必要な事項」には、次のアからエまでに定める事項が含まれること。

ア 訓令第6条第1項及び第2項に規定する自衛官の区分の別(同条第1項第1号イからエまで、同項第2号イ及びウ並びに第2項第1号イに規定する自衛官にあっては、勤務する部署が他律的部署から他律的部署以外の部署となった日を含む。)

イ 異動日が属する月における異動までの課業外勤務の時間数

ウ 異動日が属する月の直前11箇月における課業外勤務の時間数

エ 異動日が属する月及び当該月の直前11箇月において、特例課業外勤務(運用通知第5項第10号に規定する特例課業外勤務をいう。)を命じたことの有無

4 課業外勤務の縮減に向けた対策

運用通知第4項第14号の「適切な対策」の例としては、同号に定めるもののほか、業務の在り方や処理方法の見直し、計画的な業務遂行、所属長が課業外勤務の縮減に積極的に取り組み、率先して退庁するなどの職場環境の整備や、人員配置の見直し等が考えられること。

5 課業外勤務の適切な把握

所属長は、課業外勤務の運用の適正を図るため、常に自衛官の課業外勤務及び在庁の状況並びに健康状態の把握に努めることとし、特に次に掲げる事項に留意すること。

(1) 課室長等による課業外勤務予定の事前確認や、所要見込み時間と異なる場合の課室長等への事後報告を徹底させること。

(2) 課業外勤務時間の確認を行う場合は課室長等や周囲の自衛官による現認等を通じて行うものとし、客観的な記録を基礎として在庁の状況を把握している場合は、これを参照することもできること。

6 長時間の課業外勤務を命ぜざるを得ない場合の健康への配慮

(1) 長時間の課業外勤務が継続することは、自衛官の心身の健康及び福祉に害を及

ばすおそれがあることから、極力これを避けるよう努めること。また、公務の運営の必要上、自衛官に長時間の課業外勤務を一定期間命ぜざるを得ない場合については、人事担当部局等に事前又は直後に報告し、課業外勤務命令の状況のチェックを受ける方策などにより、必要最小限にとどめるよう努めること。

とりわけ休養日又は休日において勤務を命ずる場合には、自衛官の健康及び福祉に与える影響の大きさに鑑み、特に厳重に出勤の必要性のチェックを行うこと。

- (2) やむを得ず自衛官に継続して長時間の課業外勤務をさせた場合には、防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）の規定に基づく職員の健康管理を行う者（以下「健康管理者」という。）は、当該自衛官につき定期的に行う健康診断の受診を徹底させるとともに、必要と認めるときは臨時の健康診断を行うこと。
- (3) 特に1箇月80時間を超えるような課業外勤務をさせた場合及び訓令第6条第2項第1号及び第2号の規定により、やむを得ず医療従事医官に対し、1箇月100時間以上となるような課業外勤務をさせる場合には、心身の両面において健康状態悪化のリスクが著しく大きくなることから、健康管理者は当該自衛官に対し速やかに面談を行う等して精神面を含む健康状態の把握に努めること。また、本人の希望も考慮しつつ、臨時の健康診断の実施や医師の診察を受けさせることを積極的に検討すること。
- (4) 前2号の健康診断に当たった医師又は歯科医師である防衛省職員は、健康に異常又は異常を生ずるおそれがあると認めた者について、同訓令別表第2の指示区分欄に掲げる指示を行うこと。健康管理者は、当該指示を受けた自衛官に対して、その指示区分に応じ、同表の事後措置の基準欄に掲げる基準に従い、適切な事後措置を講じること。

7 早出遅出勤務等の活用

官房長等又は部隊等の長は、課業外勤務による自衛官の疲労の蓄積を防止するため、必要に応じて、隊務及び公務の運営に支障を来さない範囲で、早出遅出勤務等をさせるなど、弾力的な勤務時間の割振りを必要に応じ実施すること。

8 代休の取得促進

隊員の心身の健康及び福祉に配慮する観点から、所属長は、所属する隊員の代休取得状況の把握に努めるとともに、与えられた代休を最大限に取得できるよう十分に配慮することとする。

9 部隊等で勤務する自衛官に対する健康への配慮

訓令第6条の規定は、内部部局等勤務自衛官及び医療従事医官のみを適用としているが、部隊等で勤務する自衛官に対しても、長時間の勤務時間外の勤務を継続することは、心身の健康及び福祉に害を及ぼすおそれがあることから、勤務時間外の勤務を命ずる場合には必要最小限とすること。

1 課業外勤務時間の範囲

所属長は課業外勤務を命ずる場合には、原則として1箇月について45時間かつ1年について360時間の範囲内（訓令第6条第1項第2号に基づく他律的な業務の比重の高い部署に勤務する者に対しては、1箇月について100時間未満、1年について720時間かつ2～6箇月平均80時間等の範囲内）で、必要最小限となるよう、適切に業務を管理するものとする。

- 部署の単位は、原則として課室又はこれらに相当するもの
- 「月」は、月の初日から末日までの期間
- 「年」は、原則として4/1～翌年3/31の期間
- 月単位、2～6箇月単位の課業時間外の勤務を命ずる場合の上限は、機関等を異にする場合も通算

2 課業外勤務時間の範囲の特例・要因の整理・分析等

- (1) 特例業務（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第6章に規定する行動に関する業務、重要な政策に関する法律の立案、他国又は国際機関との重要な交渉その他の重要な業務であって、特に緊急に処理することを要するものと所属長が認める業務）により管理時間等を超えて課業時間外の勤務を命ずる必要がある場合には、管理時間等の範囲は適用しない。
- (2) 特例により管理時間等を超えて課業外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の課業外勤務を必要最小限のものとし、当該者の健康の確保に最大限に配慮するとともに、適切に情報を収集して、1年の末日の翌日から起算して6箇月以内に当該課業外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行う。

- 特例により課業外勤務を命ずることができるか否かは、従事し、又は従事していた特例業務の状況、当該特例業務の規模及び発生時期並びに当該特例業務に従事した期間を考慮して、管理時間等に係る期間ごとにそれぞれ判断する。
- 特例業務に従事し、又は従事していた場合についても、できる限り管理時間等の範囲内で課業外勤務を命ずる。
- 特例により課業外勤務を命ずる際は、あらかじめ当該者に通知する。
- 特例による課業外勤務に係る要因の整理、分析及び検証においては、①所属部署、②氏名、③管理時間等を超えて勤務を命じた月又は年における課業外勤務の時間又は月数又は年に係る課業外勤務時間、④従事した特例業務の概要、⑤人員配置又は業務分担の見直し等によっても特例の適用を回避することができなかった理由等を記録する。

3 課業外勤務の適切な把握

所属長は、当該者の課業外勤務について、その年月日、階級、氏名及び当該日の課業外勤務時間数を記録するものとする。

4 課業外勤務の縮減に向けた対策

所属長は、業務量の削減又は業務の効率化に取り組むなど、課業外勤務に向けた適切な対策（業務の在り方や処理方法の見直し、計画的な業務遂行、職場環境の整備、人員配置の見直し等）を講ずるものとする。

5 異動関係

- (1) 当該者が異動する場合は、課業外勤務時間の範囲の算定に必要な以下の事項を異動先に通知する。
 - ア 適用されていた課業外勤務の範囲の別
 - イ 異動月における課業外勤務時間

ウ 異動月の直前１１箇月における課業外勤務時間

エ 異動月及びその直前１１箇月において、特例により課業外勤務を命じた有無

(2) 異なる部署から異動してきた者に課業外勤務を命ずる場合は、異動前の部署における課業外勤務の状況も考慮する。

(3) 併任された者に係る管理時間等については、本務官職又は併任官職のいずれかで他律的部署に勤務する場合は、他律的な業務の比重の高い部署の範囲（月１００時間未満、年７２０時間等）、本務官職又は併任官職のいずれでも他律的部署以外の部署に勤務する場合は、原則の範囲（月４５時間、年３６０時間）又は他律的部署から他の部署に異動した場合の範囲

(4) 併任された者に管理時間等を超えて課業外勤務を命じた場合の整理、分析及び検証は、本務官職に係る所属長（併任先の業務に当該者が専ら従事している場合等においては、当該併任官職に係る所属長）が行う。

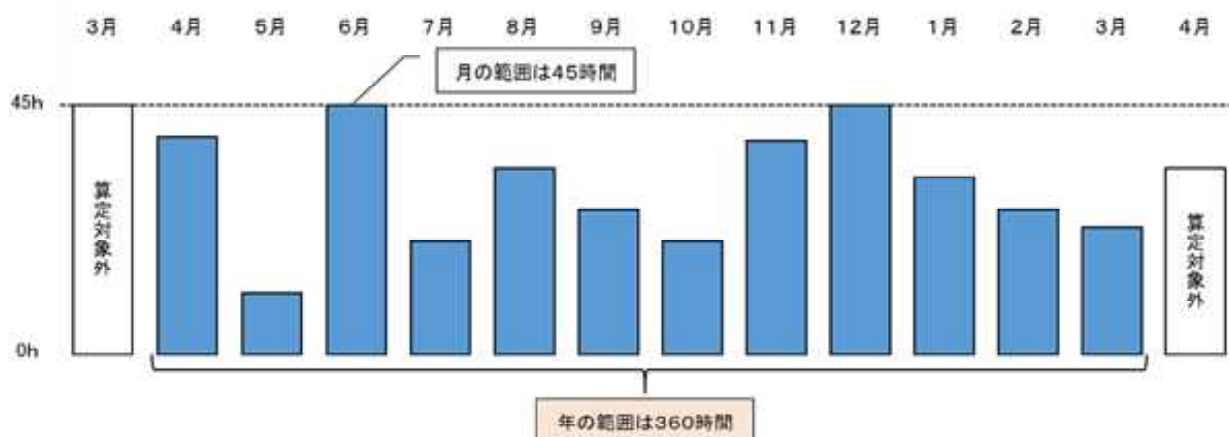
6 対象者の範囲

(1) 訓令第６条第１項で規定する対象者は、防衛省本省の内部部局、施設等機関、幕僚監部、情報本部、防衛監察本部及び地方防衛局並びに防衛装備庁に勤務する自衛官とし、医療業務に従事する医師又は歯科医師である自衛官及び訓令第９条第９項の日課で勤務する自衛官は対象から除く。

(2) 訓令第９条第１２項の日課には、通信業務その他の特殊業務及び行動、訓練、演習等で、幕僚長、情報本部長がそれぞれ別に日課を定めた場合とする。

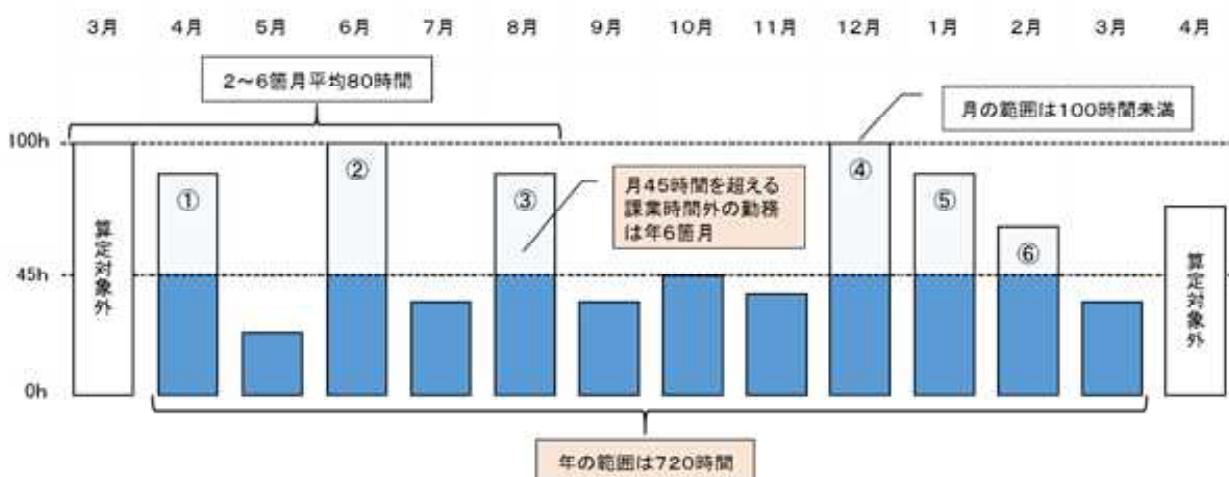
<管理時間の適用イメージ>

①他律的部署以外の部署に勤務（月45時間、年360時間）



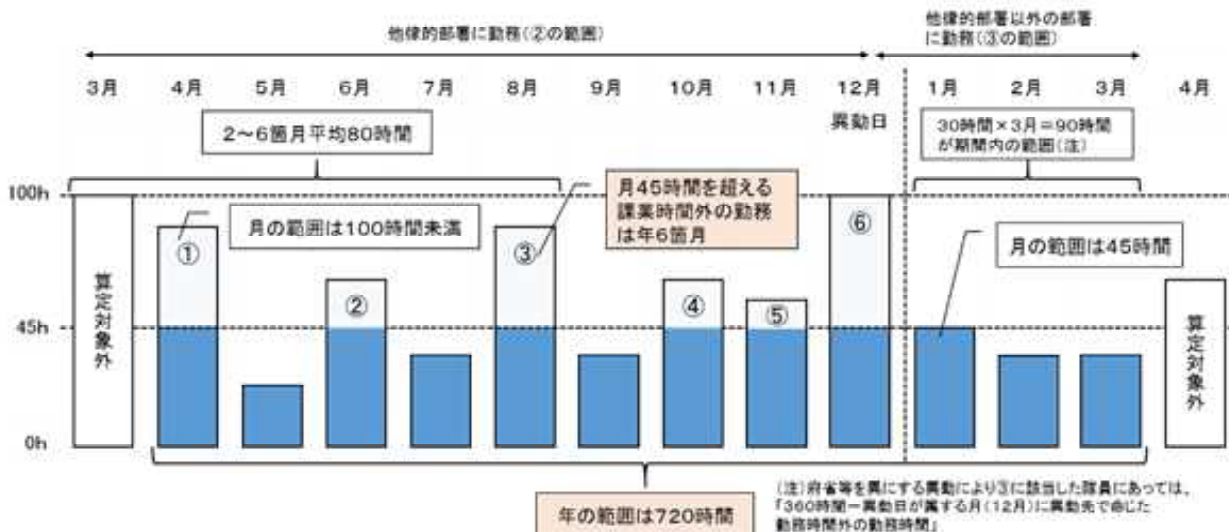
②他律的部署に勤務

（月100時間未満、2～6箇月平均80時間、年720時間、月45時間超は年6箇月）



③ 他律的部署から他の部署に異動

- ・異動日が属する月：月100時間未満、2～6箇月平均80時間、年720時間、月45時間超は年6箇月
- ・異動日が属する月の翌月以降：月45時間、年720時間、30時間※残り月数（注）



（注）府省等を異にする異動により3月に該当した職員にあっては、「300時間－異動日が属する月（12月）に異動先で命じた勤務時間外の勤務時間」